

第24回期 第9回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和3年3月18日(木) 午後1時30分から午後2時45分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員10人)

会 長	10番	江田 久男
会長職務代理者	9番	八旗 正紀
委 員	1番	小針 充則
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	関根 辰三
同	5番	佐川 健二
同	6番	小室 勝弘
同	7番	薄井 良男
同	8番	鈴木 勝志

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 善一
同 (里白石・福貴作)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	小針 弘之
同 (大 草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	白川 清一
同 (小貫・太田輪)	近藤 近
同 (山 白 石)	生田目重好
同 (〃)	鈴木 輝雄
同 (染)	岡部 多重

4 欠席委員(推進委員1人)

推 進 委 員 (中 根 松) 市川 喜一

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

7件

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用
集積計画の作成に対する決定について

2件

議案第20号 農業経営改善計画の認定に係る意見決定について

1件

議案第21号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積（下限面積）の
設定について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 克幸
主 事 小松 将広

6. 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	ただいまから第9回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 梅の花も咲き、暑さ寒さも彼岸までと言われていますが、まだまだ寒い日が続きますが、農家にとっては忙しい季節になってまいりました。来たる3月11日は東日本大震災、福島第一原発事故後、10年という歳月が過ぎましたが県内ではまだまだ、この当時の傷跡が、またこの影響を受けた地域が多くあり、復興もまだまだ、故郷への帰還すらできない方々が見守っております。変わってしまった福島県となってしまいました。コロナウイルス禍も収束とはいかず、ひやひやの毎日を過ごしているのではないかと思います。委員としての調査等の活動には十分気を付けていただきたいと思います。オリンピックもコロナ禍という中での開催にあたり、聖火ランナーが25日より福島県よりスタートしますが、期待と不安のスタートではないかと思います。 本日の議案は5件です。皆さまには慎重かつ円滑な審議を賜りますよう宜しくお願い申し上げ、あいさついたします。
会 長	本日の出席委員は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第9回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は11名中10名です。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、2番、酒井秀忠委員、3番、鈴木政吉委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松主事を指名いたします。
会 長	それでは、議事日程第3の議案に移りますが、その前に議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について①②及び③④はそれぞれ関連がありますので一括して審議したいと思います。ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、議案第 1 7 号①②及び③④は一括審議とします。 それでは、議案第 1 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	【議案朗読】
会 長	議案第 1 7 号、農地法第 3 条①②について、山白石地区推進委員の生田目重好委員の調査報告及び意見を求めます。
生田目委員	はい。山白石地区担当の生田目重好です。 議案第 1 7 号①②農地法第 3 条について調査結果の報告及び意見を申し上げます。3 月 7 日、8 時半より地区副担当の鈴木輝雄委員、鈴木勝志委員及び譲渡人、譲受人、立会いのもと現地にて調査してまいりました。****さんと****さんは同じ組同士でありまして、申請の理由は農作業の効率をよくするためとのことでした。 農地法第 3 条第 2 項の 1 号から 7 号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 移転の理由について農地の交換とのことですが、申請の農地の周辺は基盤整備未実施の地域となり、公図上ではバラバラになっているため、利用状況に近くするため交換するという内容です。 農地法第 3 条第 2 項各号に該当するか否かについてですが、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。
会 長	地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第 1 7 号①②について、質疑ございませんか。
	(「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 1 7 号①②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。
	(挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第 1 7 号、農地法第 3 条①②は許可相当と意見決定いたしました。 次に同じく、議案第 1 7 号、農地法第 3 条③④について、上程いたします。

事務局長	事務局より議案の朗読を求めます。
会 長	<p>【議案朗読】</p> <p>議案第17号③④について、里白石・福貴作地区推進委員、小宅善一委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
小宅委員	<p>はい。里白石・福貴作地区担当の推進委員、小宅善一です。</p> <p>議案第17号農地法第3条③④について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、***、*****さん、譲受人、***、****さん、以下記載のとおりです。3月14日、午前9時より地区副担当の鈴木政吉委員及び譲渡人、譲受人、立会いのもと現地にて調査してまいりました。昭和54年に***さんと***さんとの間で田んぼを交換し、***さんが田を大きくしたため、今まで名義変更を行い登記していなかったため、今回登記を行うため農業委員会に申請したとのことです。</p> <p>農地法第3条第2項の1号から7号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>補足いたします。</p> <p>移転の理由について、先ほど審議した3条①の申請農地の周辺にある農地であり、基盤整備未実施の地域にある農地となります。こちらについても、実際に***さんが作付けしている田んぼに譲渡人の田んぼも含まれていることから、利用状況に合わせた内容に変更となる形になります。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第17号③④について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第17号③④について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第17号、農地法第3条③④は許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>次に同じく、議案第17号、農地法第3条⑤について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>

事務局長	【議案朗読】
会 長	議案第17号⑤について、東大畑・畑田地区推進委員、白川清一委員の調査報告及び、意見を求めます。
白川委員	<p>はい。東大畑・畑田地区担当の推進委員の白川清一です。</p> <p>議案第17号農地法第3条⑤について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****、*****さん、譲受人、*****、*****さん、以下記載のとおりです。先日、3月8日、月曜日、午前9時より地区副担当の小室勝弘農業委員及び譲受人、*****さん、立会いのもと現地にて調査してまいりました。譲渡人、*****さん、譲受人、*****さんは夫婦でありまして、経営主体の変更とし、今後も作物づくりを実施していきたいとのことでした。この案件は夫婦間での所有権となりますので問題ないと思われまます。</p> <p>また、農地法第3条第2項の1号から7号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>移転の理由について、経営主体の変更とのことですが、譲受人については町内に勤務しており、農地の状況が常に確認でき、作付けも今まで通り続けること。また、申請書に鮫川村農業委員会より耕作証明書が添付されており、農業従事等の確認もとれております。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第17号⑤について、質疑ございませんか。</p>
会 長	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第17号⑤について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第17号、農地法第3条⑤は許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>次に同じく、議案第17号、農地法第3条⑥について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>

	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第17号⑤について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪地区推進委員の石塚です。</p> <p>議案第17号農地法第3条⑥について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****、*****さん、***、*****、*****さん、以下記載のとおりです。7日、午後1時より地区副担当の小針委員及び酒井委員及び譲受人、立会いのもと現地にて調査してまいりました。*****さんと*****は兄、妹の関係にありまして、申請の事由は*****さんの体が不自由になり、農地の管理が難しくなったため、*****さんに土地を引き渡し、耕作してもらいたいとのことです。*****さんは元農業委員でもあり、東大畑ライスセンターの経営もしております。</p> <p>農地法第3条第2項の1号から7号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>説明します。</p> <p>移転理由について、世帯の経営主体は現在、譲受人となっておりますが、今回の申請農地が一筆のみ譲渡人名義となっているため、実際の経営主体である譲受人に変更するとのことです。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第17号⑥について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第17号⑥について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第17号、農地法第3条⑤は許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>次に同じく、議案第17号、農地法第3条⑦について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>

会 長	議案第17号⑦について、大草地区推進委員、佐川光一委員の調査報告及び、意見を求めます。
佐川委員	<p>はい。大草地区担当の推進委員の佐川光一です。</p> <p>議案第17号農地法第3条⑦について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****、*****さん、*****さん、譲受人、*****、*****さん、以下記載のとおりです。3月14日、地区副担当の佐川健二委員及び譲受人、*****さんの父親であります*****、代表の*****さん、*****さんの代理人であります行政書士の*****の立会いのもと、午前9時より現地にて調査してまいりました。*****さんは現在経営しています畜産業の規模拡大を考えているところ、長年お世話になっております行政書士の*****さんを介して、*****の*****から申請地の場所の畑を取得することになったとのことです。</p> <p>農地法第3条第2項の1号から7号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたのでご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>譲渡人、*****さん、*****さん、譲受人、*****さんになります。譲受人については**在住であり、家族で畜産業を営んでおり、大草地区に隣接している棚倉町大字岡田地区に牛舎を構えています。</p> <p>今回の申請地はお互いの売買で購入した土地になり、この後の議案に第5条申請もありますが、*****さんが営んでいた畜舎なども隣接しており、そちらも購入し一体利用する計画とのことです。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、埜町及び棚倉町の農業委員会より耕作証明書も添付されており、耕作状況等に問題なく、いずれにも該当するものがないと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第17号⑦について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第17号⑦について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
事務局長	全員賛成ですので、議案第17号、農地法第3条⑦は許可相当と意見決定いたしました。

会 長	<p>次に、議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第18号①について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪担当の推進委員の石塚です。</p> <p>議案第18号農地法第5条①について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****、*****さん、譲受人、*****、*****さん、*さん、以下記載のとおりです。10日、午前9時より地区副担当の小針委員及び酒井委員及び譲渡人、譲受人の立会いのもと現地にて調査して参りました。</p> <p>浅川字背戸谷地87番2、88番4の畑に一般住宅及び駐車場3台分を建設したいとのことです。汚水は町公共下水道に接続し、雨水は町道側溝に放流するそうです。</p> <p>調査事項であります一般基準の第1項から12項目までについて該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>申請地の選定理由ですが、夫婦の勤務先が棚倉町と石川町であるため、中間である浅川町を拠点とし、こども園、小中学校、町役場が近くにあることから、利便性がよく選定したとのことです。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、おおむね300m以内に町役場がある区域にある公共施設至近距離農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、一般住宅敷地であり適当であると思われます。転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和3年9月末までとされており該当しません。行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、建築基準法等について許可見込であり該当しません。法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見</p>

	<p>込みがない場合は許可しないことになっており、申請地のみの計画のため該当しません。事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、一般住宅敷地として適当な面積であり該当しません。申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、一般住宅が目的ですので該当しません。転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、農地の拡がりはなく支障ありません。なお、汚水は公共下水道による処理、雨水は自然浸透及び既設の U 字型側溝に誘導して排水する計画となっております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。 議案第 18 号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 18 号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 18 号、農地法第 5 条①は許可相当と意見決定いたします。 次に同じく、議案第 18 号②について、上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第 18 号②について、大草地区推進委員、佐川光一委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
<p>佐川委員</p>	<p>はい。大草地区担当の推進委員の佐川光一です。 議案第 18 号農地法第 5 条②について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人、*****、***** *****さん、*****さん、譲受人、*****、***** *****さん、以下記載のとおりです。3月14日、午前9時より、地区副担当の佐川健二委員及び第3条⑦で調査結果を報告した同様、譲受人、*****さん、*****の立会いのもと、現地にて調査してまいりました。②の申請地は隣接する牛舎への通路、その脇を休憩所、駐車場及び牛舎に入るための消毒設備を作りたいとのことでした。 調査事項であります一般基準の申請目的、実現性の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願い</p>

<p>会 長</p> <p>事務局長</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p>	<p>いたします。以上です。</p> <p>事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>申請地の選定理由ですが、*****との任意売却により取得した土地であり、隣接する牛舎と一体として使用したいとのことです。</p> <p>まず、立地基準については、農地の広がりがある10ha以上の集団農地が存在しますが、申請地と集団農地との高低差が2m以上ある山の上のため、一体となっておらず、第1種農地及び第3種農地いずれにも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しました。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用に必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は破産管財人の監督下にありますが、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和3年12月末までとされており該当しません。行政庁の免許、許可、認可等については、申請地内で完結するものであるため該当するものはありません。申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、隣接している牛舎といたいとして利用する計画書が提出されており問題ありません。事業目的に対しての申請面積ですが、休憩所、駐車台数等の面積から最低限であり、適当であると思われまます。汚水は発生せず、雨水は自然浸透させ、周辺農業用施設への影響はないものと考えます。以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。議案第18号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第18号②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第18号、農地法第5条②は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
---	---

事務局長	【議案朗読】
事務局長	<p>説明いたします。</p> <p>被設定人の*****さんは認定農業者であり、人・農地プランでも太田輪地区の担い手として名前があげられております。設定人は太田輪地内に田んぼを所有する太田輪字二渡の*****さんです。今回利用権を設定しようとする田んぼは、これまでも同当事者間で基盤法による利用権設定をしていましたが、設定期限を迎えるので、利用権の延長をするために計画書が提出されています。郷田さんは引き続き角田さんに田んぼの耕作をまかせたいということでした。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。 2、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。 <p>のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われれます。以上です。</p>
会 長	<p>この集積計画に対して、小貫・太田輪地区推進委員の近藤近委員の意見を求めます。</p>
近藤委員	<p>はい。小貫・太田輪地区推進委員の近藤近でございます。</p> <p>只今、事務局から説明がありました通り、今回集積計画は問題ないと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、質疑ございませんか。</p>
会 長	<p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
会 長	<p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条②については許可決定いたしました。</p> <p>次に、同じく議案第19号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>

事務局長	【議案朗読】
会 長	議案の審議に入る前に、議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条②については、八旗正紀委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該議案の審議から終了まで退席していただきます (八旗正紀委員退室)
会 長	事務局より議案の説明を求めます。
事務局長	事務局より説明いたします。 設被設定人の八旗正紀さんは皆さま承知の通り認定農業者であり、人・農地プランでも染地区の担い手として名前があげられております。設定人は染地内に田んぼを所有する染字中内の遠藤重男さんです。今回利用権を設定しようとする農地は同じ染地内にある田6筆の8、122㎡となります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件はいずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。
会 長	この集積計画に対して染地区推進委員、岡部多重委員の意見を求めます。
岡部委員	事務局から説明がありましたとおりで、今回の集積計画は問題ないものと考えます。以上です。
会 長	事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条②について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
会 長	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条②について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)
会 長	全員賛成ですので、議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画②については許可決定いたしました。 議事が終了しましたので、八旗正紀委員に対する議事参与制限を解除します。 (八旗正紀委員着席)
会 長	八旗正紀委員に報告します。議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18

	<p>条②は原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、議案第20号、青年等就農計画の認定に係る意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p> <p>説明いたします。</p> <p>今回の案件は、青年等就農計画の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。認定においては、農協、普及所などの関係機関で構成された審議会において審議することとなっておりますが、迅速な認定のため文書での意見を求められたことにより議案にかけ意見決定をするものです。計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。今回の認定申請者の赤坂功さんは、染の認定農業者である赤坂敏さんの息子さんです。功さんは、これまでも兼業で農作業をされていましたが、今後は農業に専念する考えで、今回新規就農者として認定申請が出されました。</p> <p>皆様のお手元に計画書の写しを配布しておりますが、中身を見ますと農業経営開始日は4月1日を予定しており、営農類型は水稲と施設果樹となっております。将来の農業経営の構想としては水稲を中心に規模を拡大していき、さらに5年目以降から父親からブドウ園地を引き継ぎ、収益向上を目指すものとなっております。構想に沿った計画であるかですが、青年等の新規就農者の5年後の目標が構想にある年間農業所得額210万及び年間労働時間1,900時間程度とされた内容に沿った形での計画となっております。</p> <p>浅川町農業委員会として、赤坂功さんの就農計画が基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。</p> <p>なお、計画書の写しについては個人情報の関係上、回収させていただきますので、審議終了後は机に残してお帰りいただきますようお願いいたします。</p>
事務局長	
会長	<p>本申請人は染地区の方となりますが、染地区推進委員、岡部多重委員の方で意見がありましたら発言願います。</p>
岡部委員	<p>はい。染担当の岡部でございます。</p> <p>功くんについては、農業の担い手が増え、染地区におきましても価値あることだと思いますので、特に意義はありません。以上です。</p>
会長	<p>議案第20号①について質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第20号①の認定について、意義なしとすることに賛成の農業委員は挙手</p>

	<p>をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第20号、青年等就農計画の認定に係る意見①については異議なしと意見決定いたしました</p> <p>次に、議案第21号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積（下限面積）の設定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
事務局長	<p>続けて説明します。</p> <p>先月の総会において、農地法第3条の規定による下限面積の設定について事前に今回の議案にかかる旨お知らせさせていただいておりました。</p> <p>この下限面積については、農地法の中では一律50アールとされておりますが、市町村ごとに農地法施行規則第17条各項の基準に該当する場合、別に設定できることとされております。浅川町では平成28年3月の農業委員会総会において下限面積を30アールに設定し、以降その面積が適用されてきています。</p> <p>この下限面積については、平成22年に改正された農林水産省経営局長通知の「農業委員会の適正な事務実施について」において、農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について検討し、検討した結果を公表することとされていることから、1年に1回、修正が必要かどうかの検討をしていくこととなっております。皆様方で審議のうえ決定をお願いいたします。以上、補足説明とさせていただきます。</p>
会 長	<p>事務局より議案の朗読および説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第21号について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第21号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積（下限面積）の設定については、30aから変更しないことと決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第76号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積（下限面積）の設定については、引き続き30aとすることに決定いたしました。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p>

会 長	なければ事務局より連絡事項をお願いします。
事務局長	次回総会は4月16日（火）午後1時30分予定です。 本日、のうねん3月号を配布しております。 また、事前に提出をお願いしておりました活動記録簿の提出をお願いします。
会 長	その他、何かありましたならお願いします。 ないようですので、それでは、以上を持ちまして第9回浅川町農業委員会総会 を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)